

## 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

身に覚えのない罪で服役させられ、場合によっては命まで奪われてしまう冤罪ほど恐ろしいものはありません。再審は、無実の人が救済される最後の砦です。

今年3月、東京高裁で再審開始決定が確定した静岡・袴田事件では、死刑判決の根拠とされた「5点の衣類」のカラー写真が開示されたことが弁護団の新証拠の発見につながりました。

通常の刑事事件の裁判では、公判前整理手続を通じて、一定の要件の下で証拠開示が制度化されたが、再審における証拠開示について定めた明文の規定が存在しません。再審請求では無実を主張する請求人と弁護士に対して、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、それらは開示する義務はないとされ、無罪証拠が隠されたまま有罪が確定することがあります。再審事件で無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものになっていたはずです。

次に、再審開始決定に対する検察の不服申し立てについては、冤罪の早期救済の観点から法的制限を加える必要があります。

また、現行の刑事訴訟法では、再審手続きに関する規定は19か条しかなく、再審請求事件の審理の進め方は裁判所によって区画であり、いわゆる再審格差と呼ばれるような裁判所ごとの格差が目に見える形で現れています。したがって、再審における手続きの整備の必要性が強く求められています。

冤罪被害者を早期に救済する上で、下記の通り、再審法の改正を行うことを強く求めます。

### 記

- 1 再審のためのすべての証拠を開示すること
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申し立てに制限を加えること
- 3 再審手続きの整備をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月30日

平塚市議会